

ペットフード販売業者 チェックリストの例

ペットフードの販売のみ行う事業者は、ペットフード安全法に基づく届出の義務はありませんが、表示（日本語）の基準、成分規格及び製造方法の基準を満たしているペットフードを販売する必要があります。

ペットフード安全法に関するリーフレットやQ&Aをホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/>)

なお、ペットフードを開封し、小分け、包装した上で販売する場合には、製造業者としての届出が必要です。

チェック項目

	確認項目	日付	確認者	備考
購入時	製品がペットフード安全法の成分規格及び製造方法の基準を満たしていることを確認していること (例、製品規格書で確認)			
包材の表示	商品名（犬用、猫用の区別がつくこと）			
	原材料名			
	賞味期限			
	製造業者、輸入業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所			
	原産国名			
	その他（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、景品表示法、ペットフード公正競争規約等）			

* ペットフード安全法に基づき必要な事項を中心に記載しています。

必要に応じて、他法令に関するチェック項目を追加してご使用ください。